



長崎県公報

目 次

◎ 人事委員会規則

○職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

○会計年度任用職員の任用、勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

所管課（室）名

人事委員会事務局

//

人事委員会規則

職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年2月28日

長崎県人事委員会委員長 水上 正博

長崎県人事委員会規則第1号

職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成7年長崎県人事委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
（特別休暇） 第13条 条例第16条の人事委員会規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、その期間は、当該各号に定める期間とする。 (1)～(10) 略 (11) 義務教育終了前の子、満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある障害者手帳（身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳）を所持する子又は特別支援学校（高等部）に在籍する子（いずれも配偶者の子を含む。以下この号において「子」という。）を養育する職員が、その子の看護（負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話又は疾病の予防を図るために必要なものとして人事委員会が定めるその子の世話をを行うことをいう。）、感染症の拡大防止のための学校の臨時休業等により自宅待機するその子の世話又はその子が在籍する学校等が実施する行事で人事委員会が定めるものの参加のため勤務しないことが相当であると認められる場合 一の年において5日（子を2人以上養育する職員にあっては、10日）の範囲内の期間 (12)～(26) 略	（特別休暇） 第13条 条例第16条の人事委員会規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、その期間は、当該各号に定める期間とする。 (1)～(10) 略 (11) 義務教育終了前の子、満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある障害者手帳（身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳）を所持する子又は特別支援学校（高等部）に在籍する子（いずれも配偶者の子を含む。以下この号において「子」という。）を養育する職員が、その子の看護（負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話又は疾病の予防を図るために必要なものとして人事委員会が定めるその子の世話をを行うことをいう。）又は感染症の拡大防止のための学校の臨時休業等により自宅待機するその子の世話を<u>行うため勤務しないことが相当であると認められる場合</u> 一の年において5日（子を2人以上養育する職員にあっては、10日）の範囲内の期間 (12)～(26) 略

附 則

この規則は令和7年3月1日から施行する。

会計年度任用職員の任用、勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年2月28日

長崎県人事委員会委員長 水上 正博

長崎県人事委員会規則第2号

会計年度任用職員の任用、勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

会計年度任用職員の任用、勤務時間、休暇等に関する規則（令和元年長崎県人事委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
（年次休暇以外の休暇） 第17条 略 2 任命権者は、次の各号に掲げる場合には、会計年度任用職員（第2号及び第3号に掲げる休暇にあっては、1週間の勤務日が3日以上とされている会計年度任用職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている会計年度任用職員で1年間の勤務日が121日以上である者であって、6月以上の任期が定められている者又は6月以上継続勤務している者に限る。）に対して、当該各号に定める期間の無給の休暇を与えるものとする。 (1) 略 (2) 義務教育終了前の子（配偶者の子を含む。以下この号において同じ。）を養育する会計年度任用職員が、子の看護（負傷し、若しくは疾病にかかった子の世話又は疾病の予防を図るためにその子に予防接種又は健康診断を受けさせることをいう。）、感染症の拡大防止のための学校の臨時休業等により自宅待機するその子の世話又は<u>その子が在籍する学校等が実施する行事（入園、卒園、入学又は卒業の式典その他これに準ずる式典）への参加のため勤務しないことが相当であると認められる場合</u> 一の年度において5日（子を2人以上養育する会計年度任用職員にあっては、10日）の範囲内の期間 (3)～(11) 略 3 略	（年次休暇以外の休暇） 第17条 略 2 任命権者は、次の各号に掲げる場合には、会計年度任用職員（第2号及び第3号に掲げる休暇にあっては、1週間の勤務日が3日以上とされている会計年度任用職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている会計年度任用職員で1年間の勤務日が121日以上である者であって、6月以上の任期が定められている者又は6月以上継続勤務している者に限る。）に対して、当該各号に定める期間の無給の休暇を与えるものとする。 (1) 略 (2) 義務教育終了前の子（配偶者の子を含む。以下この号において同じ。）を養育する会計年度任用職員が、子の看護（負傷し、若しくは疾病にかかった子の世話又は疾病の予防を図るためにその子に予防接種又は健康診断を受けさせることをいう。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合 一の年度において5日（子を2人以上養育する会計年度任用職員にあっては、10日）の範囲内の期間 (3)～(11) 略 3 略

附 則

この規則は、令和7年3月1日から施行する。

発行者
長崎県
長崎市尾上町三番一号

電話代表
直通
(八二四)二二一四

印刷所

長崎県
長崎市樺島町八番十二号

株式会社
寺クイック
田宏
印刷
弥ト